

## 第2期内灘町自殺対策計画（案）

～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して～

令和5年12月時点

内 灘 町

# も く じ

第1章 計画の策定にあたって.....	1
1. 計画策定の趣旨.....	1
2. 計画の位置づけ.....	1
3. 計画の期間.....	1
第2章 内灘町の現況.....	2
1. 人口及び人口構成の推移.....	2
2. 自殺者の現状.....	3
第3章 町民の意識と実態.....	7
第4章 計画の基本的な考え方.....	17
1. 計画の基本理念.....	17
2. 基本方針.....	17
3. 計画の体系.....	19
第5章 生きる支援の関連施策.....	20
1. 基本施策.....	20
2. 重点施策.....	31
第6章 目標指標.....	32
第7章 計画の推進体制.....	33
1. 計画の推進体制.....	33
2. 計画の進捗管理・評価.....	33
参考資料.....	34

# 第 1 章 計画の策定にあたって



## 1. 計画策定の趣旨

日本の近年の自殺者数は減少傾向にありますが、依然として年間 2 万人以上の方が自殺により亡くなっている現状です。更にコロナ禍の影響で自殺の要因となる様々な問題が悪化したことなどにより、女性は 2 年連続の増加、小中高生は過去最多の水準となっています。

国においては、平成 28 年（2016 年）4 月の自殺対策基本法改正により、すべての都道府県・市町村に自殺対策計画の策定が義務づけられました。

さらに、令和 4 年（2022 年）10 月には、自殺総合対策大綱が見直され、コロナ禍の自殺の動向を踏まえつつ、これまでの取り組みに加え、“誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現”に向け、総合的な自殺対策の更なる推進と強化を掲げています。

本町においても、国における自殺総合対策大綱と自殺対策基本法を準拠し、町民の心の健康と生活、そしていのちを守ることを目的とし、本計画を策定しました。

## 2. 計画の位置づけ

本計画は、自殺対策基本法第 13 条第 2 項によって策定が義務づけられている市町村自殺対策計画です。また、本計画は、国の自殺総合対策大綱、石川県自殺対策計画の方向性との整合を図るとともに、地域の実情に応じた内容となるように策定したものです。

## 3. 計画の期間

本計画の計画期間は、令和 6 年（2024 年）度から令和 10 年（2028 年）度までの 5 年間としています。計画期間中であっても、関連法などの改正や社会情勢の大きな変化があった場合には見直しを行います。

令和元年度 2019年度	令和2年度 2020年度	令和3年度 2021年度	令和4年度 2022年度	令和5年度 2023年度	令和6年度 2024年度	令和7年度 2025年度	令和8年度 2026年度	令和9年度 2027年度	令和10年度 2028年度
第 1 期自殺対策計画					第 2 期自殺対策計画				

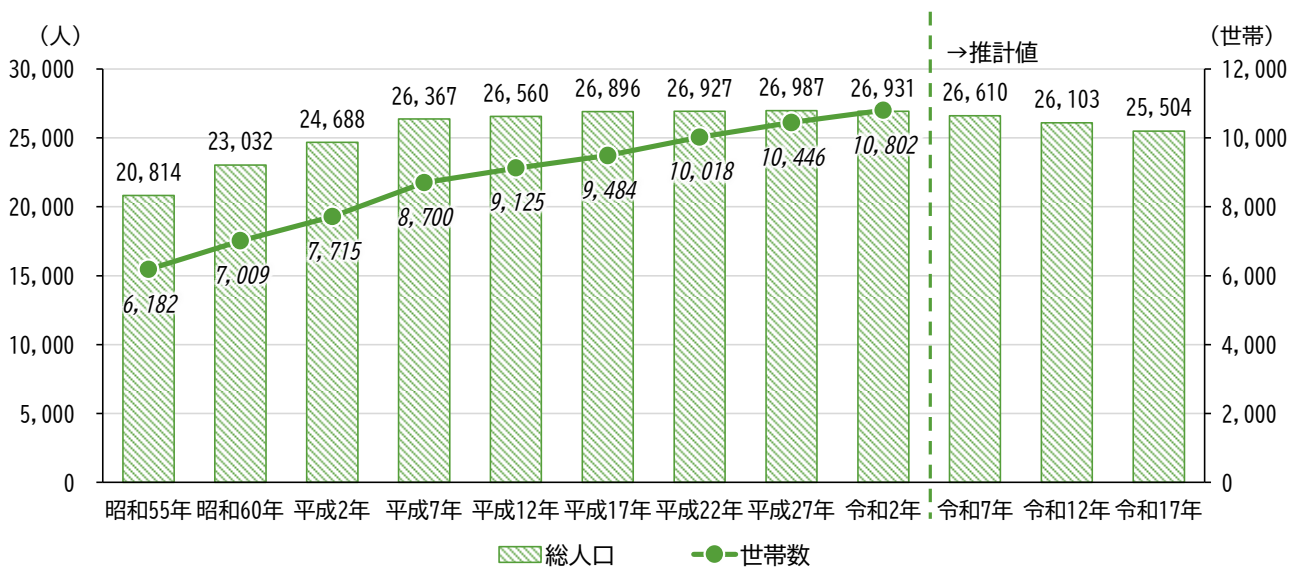
## 第2章 内灘町の現況



### 1. 人口及び人口構成の推移

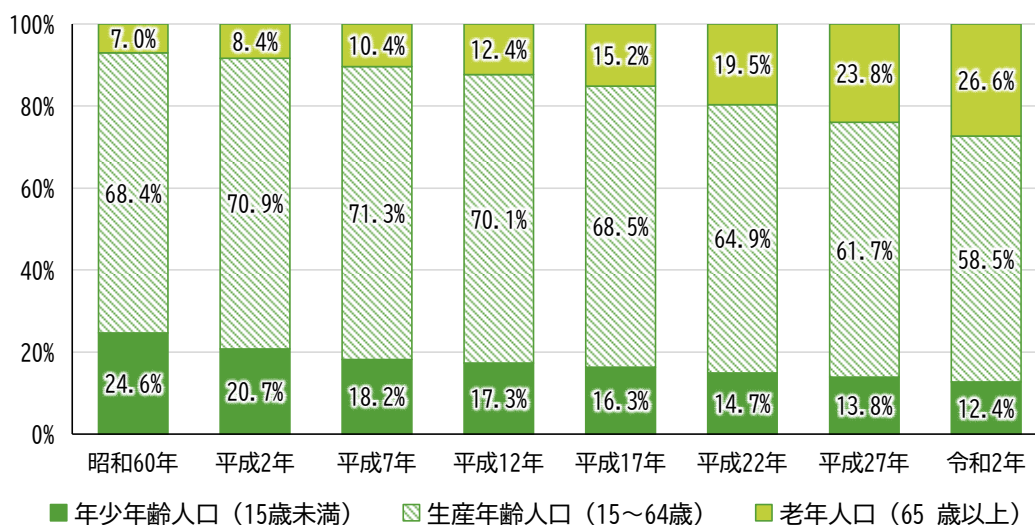
内灘町の人口は、平成30年（26,735人）以降、緩やかな減少傾向にあります。また、年齢3区分別人口は、15歳未満人口と15～64歳人口は減少傾向にありますが、65歳以上人口は増加傾向にあり、少子化が進行していることがうかがえます。

図表1 人口世帯の推移



資料：国立社会保障・人口問題研究所（H17～27年は国勢調査による実績値）

図表2 年齢人口構成の推移



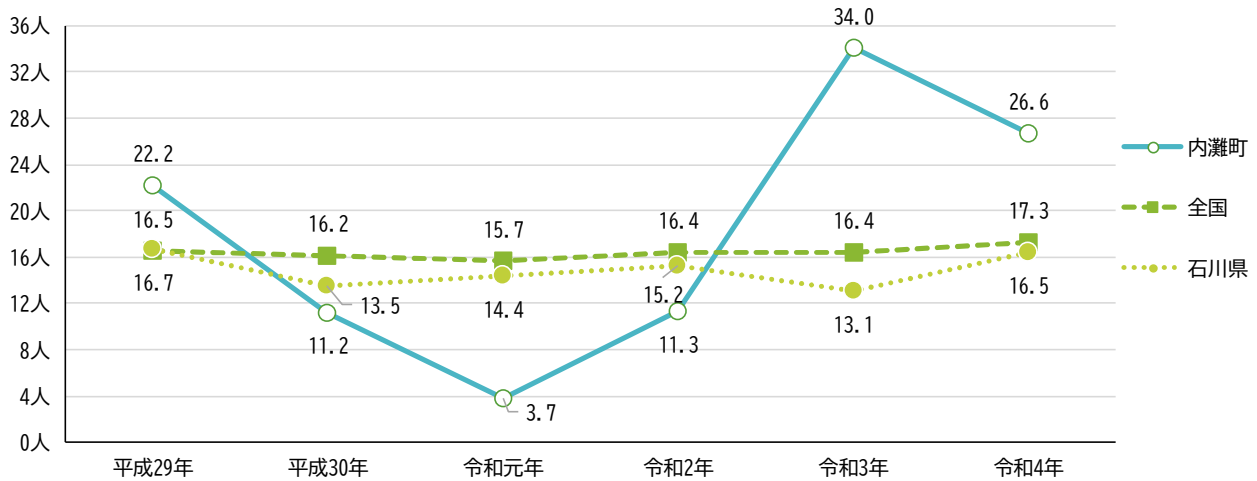
資料：国勢調査（各年10月1日）

## 2. 自殺者の現状

### ① 本町の自殺死亡率の推移

全国と石川県の自殺死亡率（人口 10 万人当たりの自殺者数）に大きな増減はみられません。本町においては、平成 30 年～令和 2 年までは全国や県を下回っていたものの、令和 3 年に急激に増加しています。令和 4 年には減少しているものの、全国や石川県を上回っている状況です。

図表 3 自殺死亡率の推移（全国と県と比較）



資料：厚生労働省自殺対策推進室「地域における自殺の基礎資料」

### ② 本町の自殺の動向

本町の自殺者数は、平成 29 年～令和 3 年の合計で 22 人（男性 18 人、女性 4 人）となっています。内訳の割合をみると「男性 60 歳以上 有職同居」と「男性 40～59 歳 有職同居」が多くなっています。

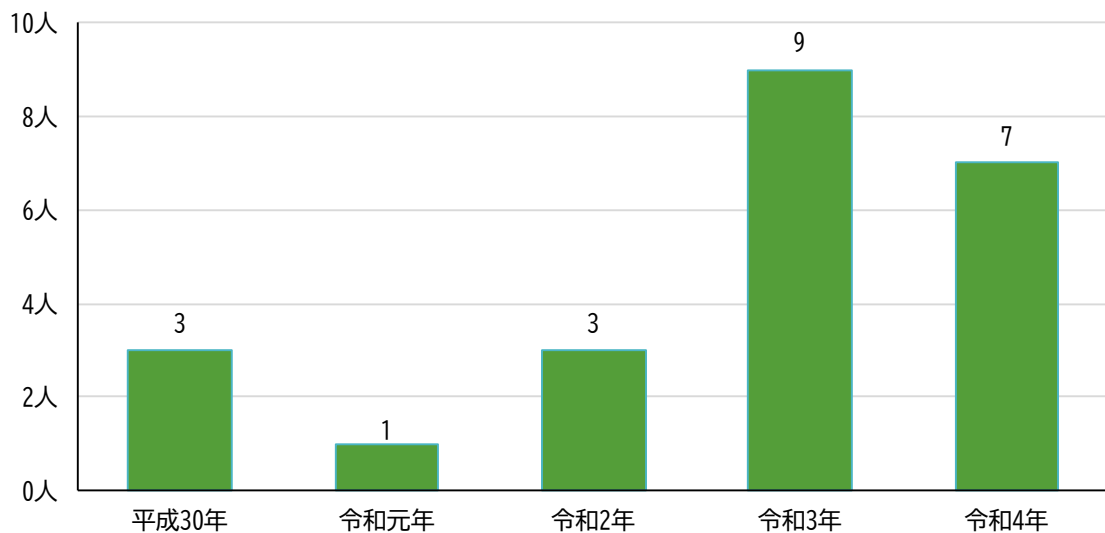
図表 4 地域の主な自殺の特徴（特別集計（自殺日・住居地、H29～R3 年合計）

自殺者の特性上位 5 区分	自殺者数 (5年計)	割合	背景にある主な自殺の危機経路
1位:男性60歳以上有職同居	4	18.20%	①【労働者】身体疾患+介護疲れ→アルコール依存→うつ状態→自殺 ②【自営業者】事業不振→借金+介護疲れ→うつ状態→自殺
2位:男性40～59歳有職同居	4	18.20%	配置転換→過労→職場の人間関係の悩み+仕事の失敗→うつ状態→自殺
3位:男性20～39歳有職同居	3	13.60%	職場の人間関係/仕事の悩み(ブラック企業)→パワハラ+過労→うつ状態→自殺
4位:男性60歳以上無職同居	3	13.60%	失業(退職)→生活苦+介護の悩み(疲れ)+身体疾患→自殺
5位:男性40～59歳無職独居	1	4.50%	失業→生活苦→借金→うつ状態→自殺

資料：地域自殺実態プロフィール 2022

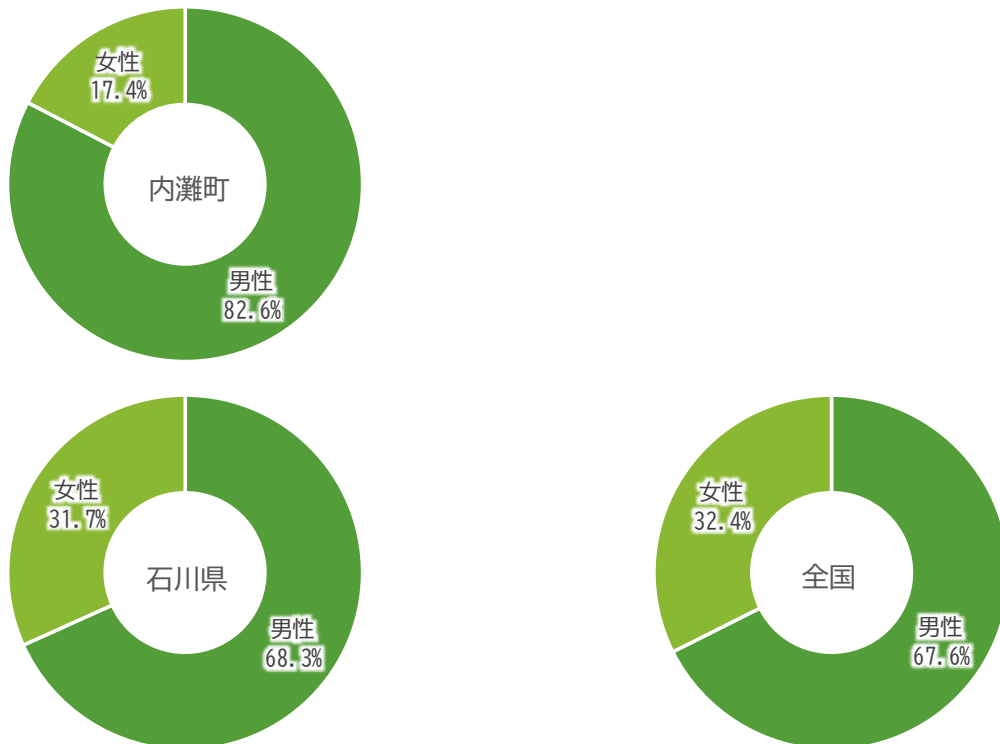
内灘町における自殺者数は、令和3年の年間9人がピークとなっています。また、平成30年から令和4年までの5年間の男女別自殺者数の割合をみると、女性が17.4%となっているのに対し、男性は82.6%と男性の自殺者の占める割合が高く、国や県と比較しても高い割合となっています。

図表 5 内灘町の自殺者数の推移



資料：厚生労働省自殺対策推進室「地域における自殺の基礎資料」

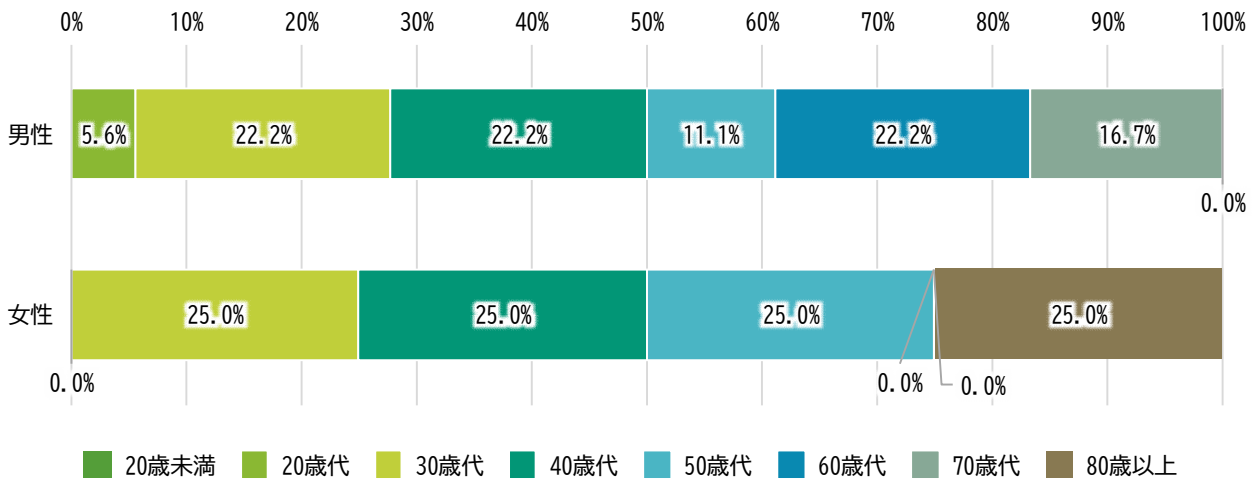
図表 6 男女別自殺者数の割合（平成30年～令和4年累計）



資料：厚生労働省自殺対策推進室「地域における自殺の基礎資料」

男性では、30 歳代、40 歳代、60 歳代が 22.2%と最も多くなっており、男性の自殺者の約 8 割（77.8%）が 30 歳代～60 歳代となっています。女性では、30 歳代、40 歳代、50 歳代、80 歳以上で 25.0%となっています。

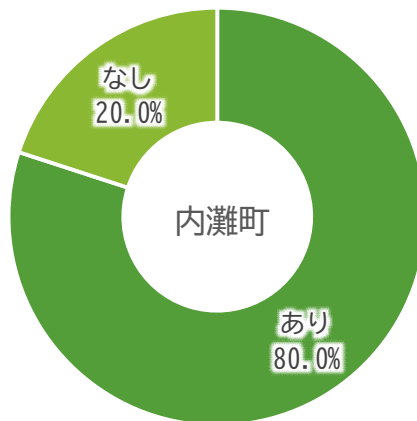
図表 7 内灘町における性・年代別の自殺者数の割合（平成 30 年～令和 4 年累計）



資料：厚生労働省自殺対策推進室「地域における自殺の基礎資料」

同居人の有無別自殺者数の割合では、同居人「あり」が 80.0%となっています。

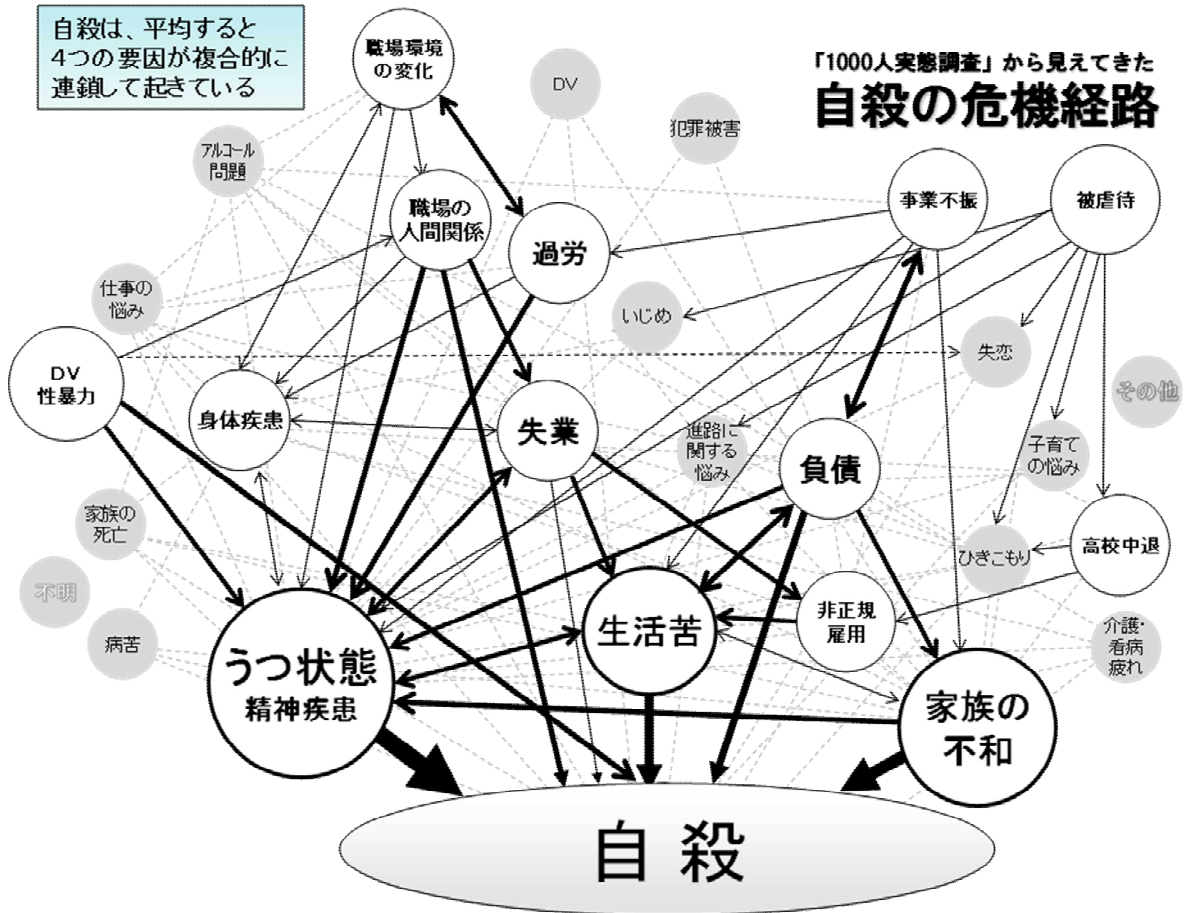
図表 8 内灘町における同居人の有無別自殺者数の割合



資料：厚生労働省自殺対策推進室「地域における自殺の基礎資料」

自殺の原因・動機は、健康問題や経済的な問題、勤務問題など複数の要因が複雑に関係しているため、関係機関と連携し、継続的にきめ細かな対策を推進する必要があります。

図表 9 「1000人実態調査」から見てきた自殺の危機経路



資料：NPO法人ライフリンク「1000人実態調査」より

図中の○印の大きさは要因の発生頻度を表しています。○印が大きいほど、自殺者にその要因が抱えられていた頻度が高いということです。また、矢印の太さは、要因と要因の連鎖の因果関係の強さを表しています。矢印が太いほど因果関係が強いことになります。

自殺の直接的な要因では「うつ状態」が最も大きくなっていますが、「うつ状態」になるまでには複数の要因が存在し、連鎖しています。自殺で亡くなった人は、平均4つの要因を抱えていたことが分かっています。NPO法人ライフリンクの調査では、図以外にも、職業、年齢、性別などによって、自殺に至る要因の連鎖に特徴があることも分かっています。



## 第3章 町民の意識と実態

### (1) 調査の概要

#### 1. 調査の目的

本調査は、町民の皆様のごころの健康や自殺に関する意識などについてお伺いし、自殺予防対策の効果についての検証と、ごころの健康に関する町民の皆様のご現状や考え方などを把握し、総合的なごころの健康づくりを推進することを目的としています。

#### 2. 調査対象及び調査方法

調査地域	内灘町全域
調査対象	18歳以上の内灘町民
標本数	1,000人
標本抽出方法	住民基本台帳から無作為抽出
調査期間	令和5年7月
調査方法	郵送配布・郵送回収

#### 3. 調査票の回収状況

配布数	有効回収数	有効回収率
1,000件	322件	32.2%

#### 4. 調査結果の見方

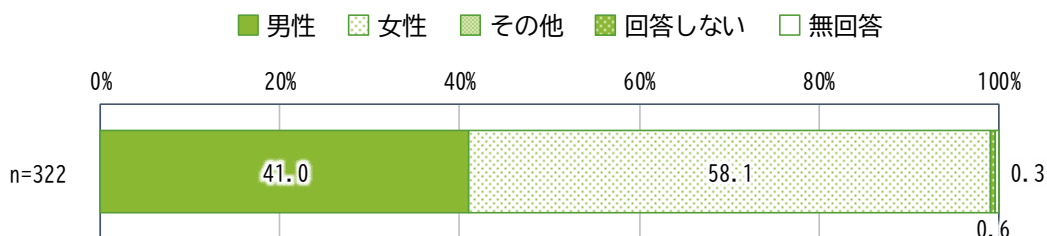
- ・回答比率は各質問の回答者数を基数とした百分率(%)で示してあります。また、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が100.0%にならない場合があります。
- ・複数回答が可能な設問の場合、回答者が全体に対してどのくらいの比率であるかという見方になるため、回答比率の合計が100.0%を超える場合があります。
- ・帯グラフにおいて、割合が0.0%であった場合、表示を省略しています。
- ・調査結果を図表で表示していますが、クロス集計の表は、「無回答」を除いて最も高い割合の値を濃緑、二番目に高い割合の値を緑、三番目に高い割合の値を薄緑で網かけしています。

## (2) 調査結果

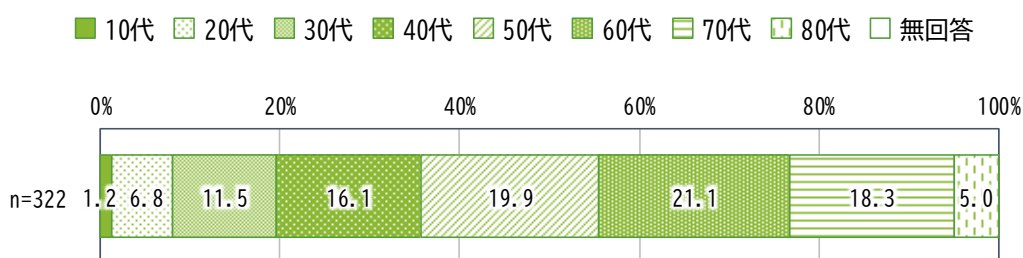
### 1. 回答者属性

図表 10 回答者属性

【性別】



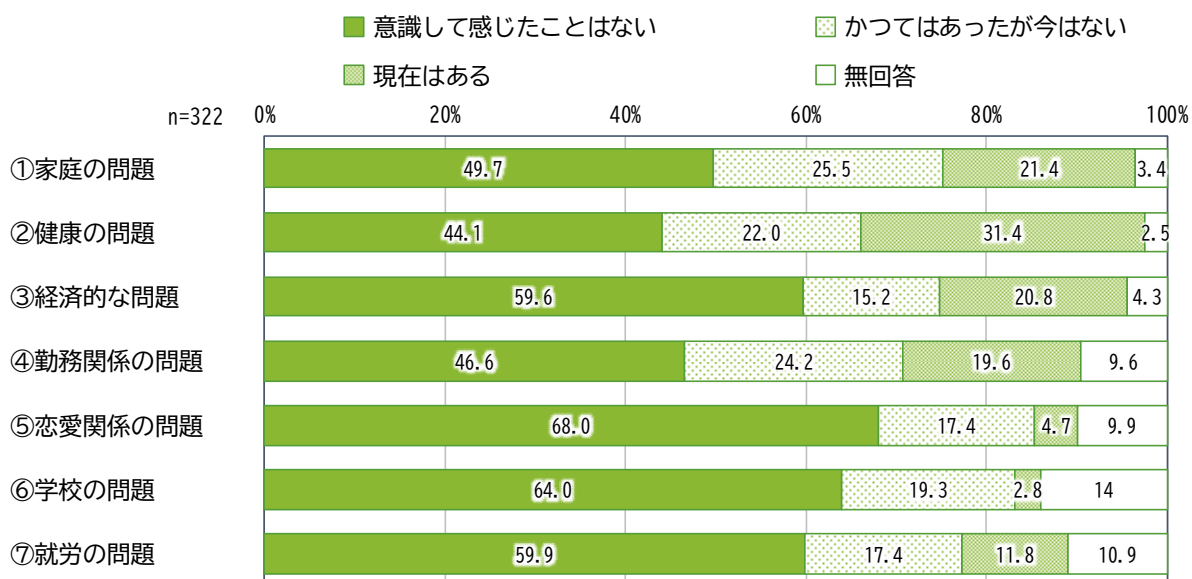
【年代】



### 2. 日ごろから悩みや苦労、ストレス、不満を感じること

日ごろから悩みや苦労、ストレス、不満を感じるものが「現在はある」についてみると、『②健康の問題』(31.4%)、『①家庭の問題』(21.4%)、『③経済的な問題』(21.8%)、『④勤務関係の問題』(19.6%)などで多くなっています。

図表 11 日ごろから悩みや苦労、ストレス、不満を感じること



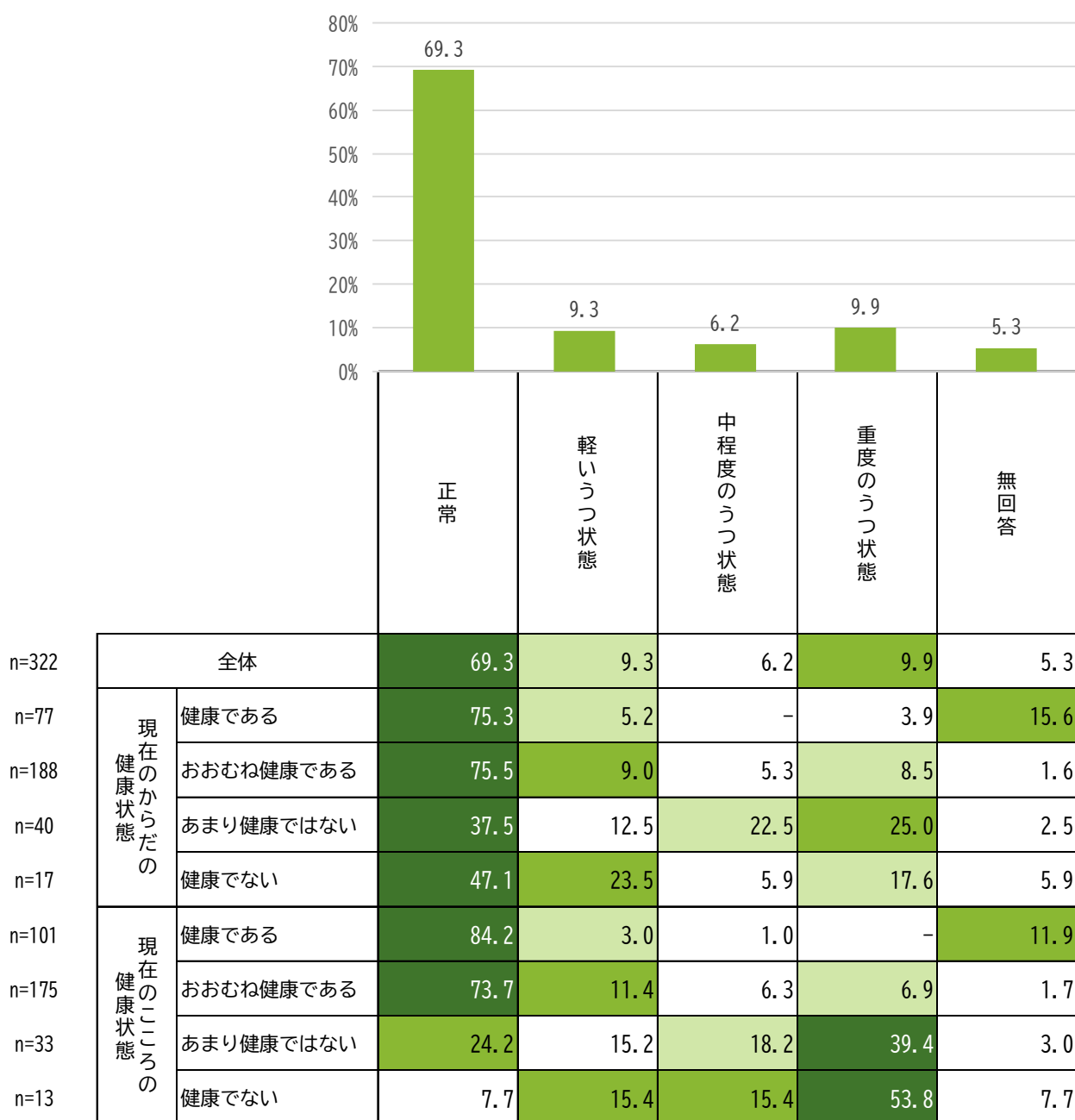
### 3. うつ尺度

うつの程度でみると、「正常」(69.3%)が最も多く、次いで「重度のうつ状態」(9.9%)、「軽いうつ状態」(9.3%)となっています。

また、“うつ状態(軽い+中程度+重度)”の人は全体の25.4%となっています。

現在のこころの状態で見ると、「あまり健康ではない」「健康でない」と回答した人では「重度のうつ状態」が最も多くなっています。特に「健康でない」では“うつ状態”の人が80%を超えています。

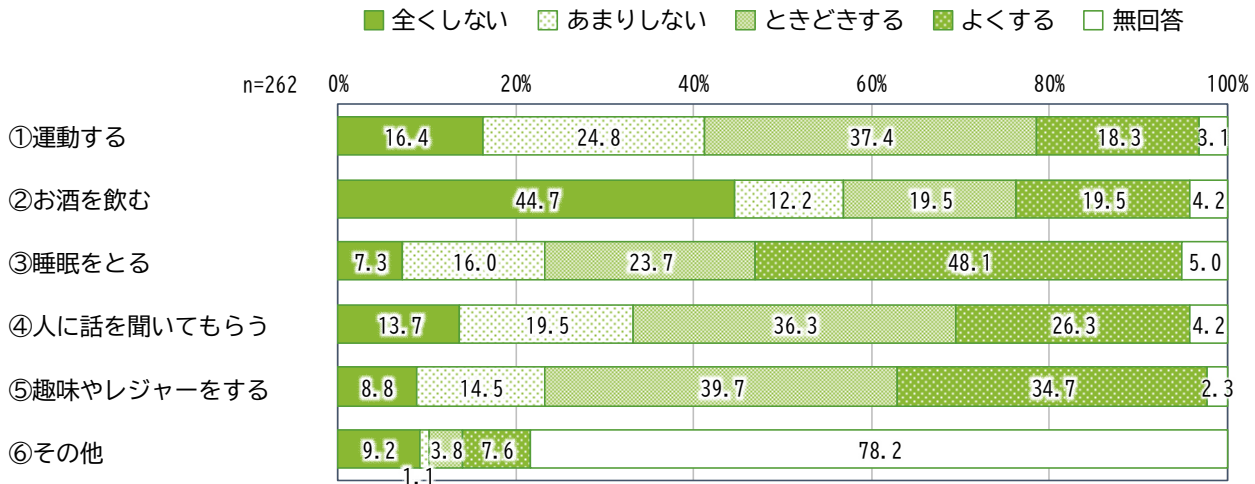
図表 12 うつ尺度



#### 4. 日常生活の不満、悩み、苦労、ストレスを解消するためにしていること

日常生活の不満、悩み、苦労、ストレスを解消するために「よくする」ことは、『③睡眠をとる』(48.1%) や『⑤趣味やレジャーをする』(34.7%) となっています。

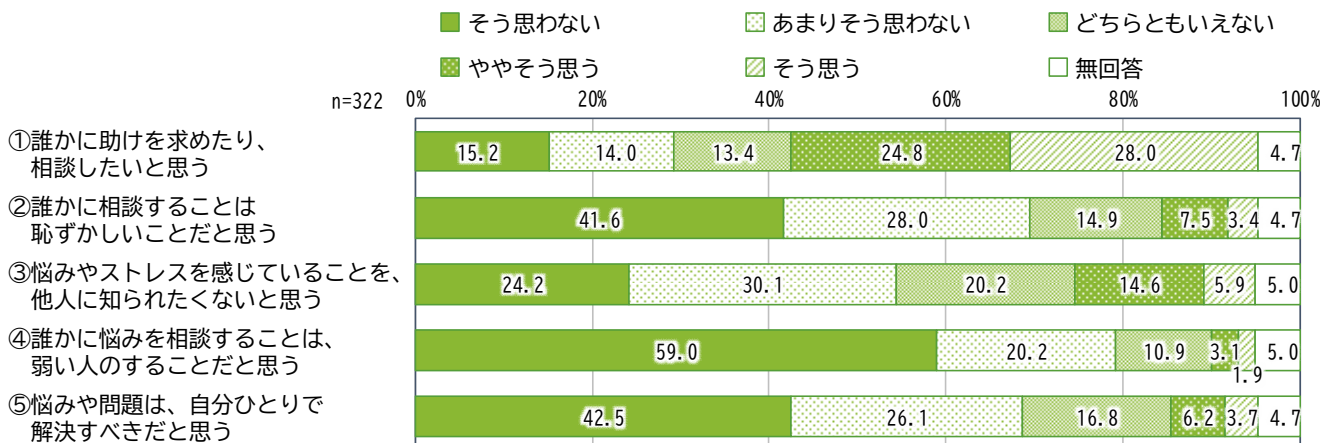
図表 13 日常生活の不満、悩み、苦労、ストレスを解消するためにしていること



#### 5. 悩みやストレスを感じた時の考え方

悩みやストレスを感じた時の考え方として、『③悩みやストレスを感じていることを、他人に知られたくないと思う』について「ややそう思う」と「そう思う」をあわせて 20.5%と多くなっています。

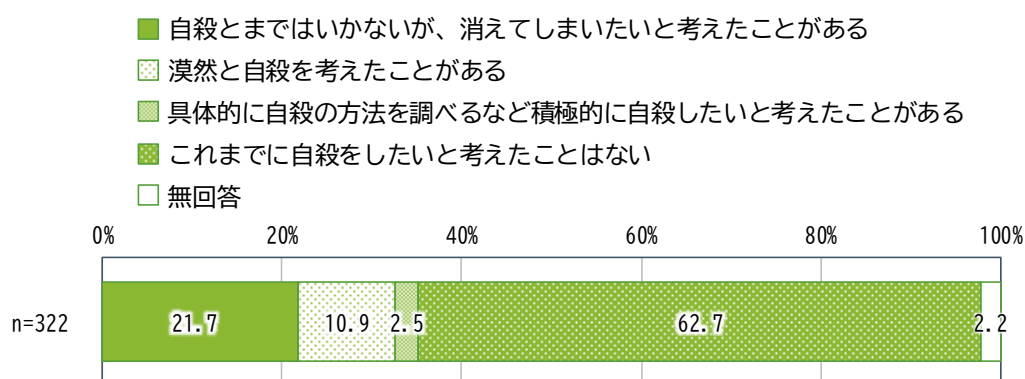
図表 14 悩みやストレスを感じた時の考え方



## 6. 自殺をしたいと考えたこと

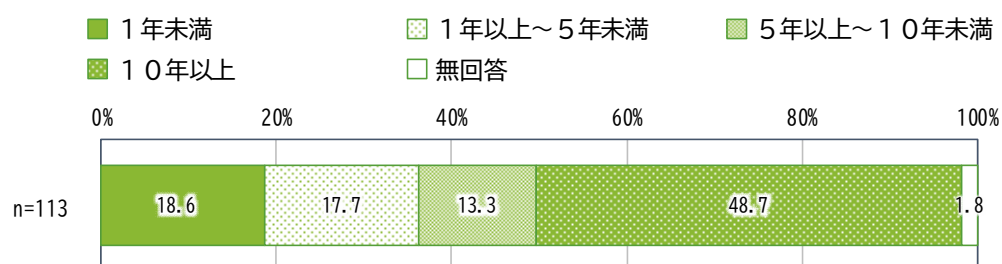
これまでに、自殺をしたいと考えたことについては、「これまでに自殺をしたいと考えたことはない」(62.7%)が最も多く、次いで「自殺とまではいかないが、消えてしまいたいと考えたことがある」(21.7%)、「漠然と自殺を考えたことがある」(10.9%)、「具体的に自殺の方法を調べるなど積極的に自殺したいと考えたことがある」(2.5%)をあわせて35.1%の方が自殺や自殺に関することを“考えたことがある”と回答しています。

図表 15 自殺をしたいと考えたこと



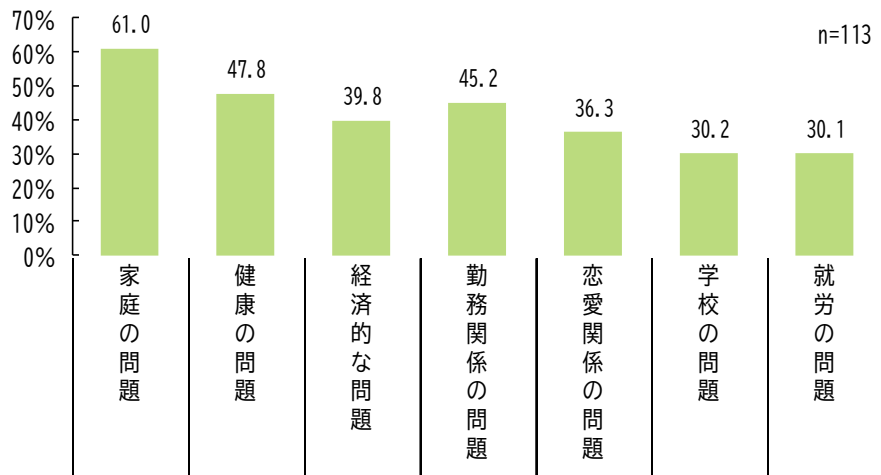
自殺を考えていた時期は「10年以上」(48.7%)が最も多く、次いで「1年未満」(18.6%)、「1年以上～5年未満」(17.7%)となっています。

図表 16 自殺を考えていた時期



自殺をしたいと考えた理由や原因としては、「家庭の問題」(61.0%)が最も多く、次いで「健康の問題」(47.8%)、「勤務関係の問題」(45.2%)が多くなっています。

図表 17 自殺をしたいと考えた理由や原因



その他の意見では、過去の部活での苦悩、家族に精神疾患患者がいることによる結婚の影響、ママ友や友人との関係、自分の能力への自己嫌悪や自信喪失、政治経済など世の中への不信感や経済的負担、子どもの心の苦しみに対する親としての無力さなどの原因があげられました。

### 7. 自殺に関する意識

自殺に関する意識について、『②自殺はせずに生きていれば良いことがある』、『④自殺する人はよほど辛いことがあったのだと思う』、『⑪自殺をしようとする人の多くは、何らかのサインを発している』、『⑤自殺は自分にはあまり関係がない』で「そう思う」の割合が多くなっています。

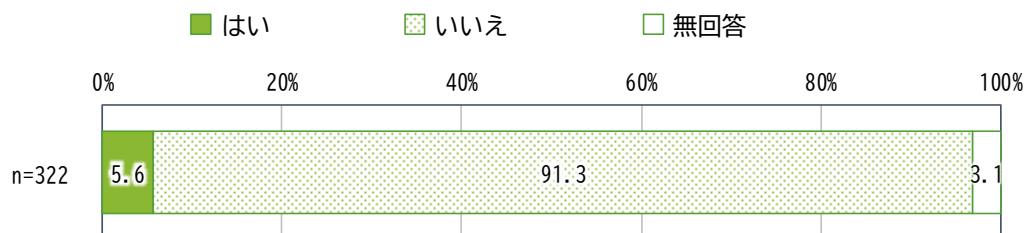
図表 18 自殺に関する意識

	n=322						無回答
	そう 思わ ない	そ ど ち ら か な い う と	い ど ち ら と も い え な い	そ ど ち ら か と い う と	そ う 思 う		
①生死は最終的に本人の判断に任せるべき	26.1	7.8	30.4	14.6	15.5	5.6	
②自殺はせずに生きていれば良いことがある	2.8	2.8	22.7	27.3	40.7	3.7	
③自殺は繰り返されるので、周囲の人が止めることはできない	27.3	22.0	31.1	6.5	7.5	5.6	
④自殺する人はよほど辛いことがあったのだと思う	3.4	3.7	15.8	20.5	52.2	4.3	
⑤自殺は自分にはあまり関係がない	12.4	9.9	28.3	15.2	30.1	4.0	
⑥自殺は本人の弱さから起こる	24.2	13.7	35.7	12.7	9.3	4.3	
⑦自殺は本人が選んだことだから仕方ない	27.6	14.0	31.1	11.2	10.9	5.3	
⑧自殺を口にする人は、本当に自殺はしない	17.1	7.5	44.1	16.8	9.9	4.7	
⑨自殺は恥ずかしいことである	29.8	12.7	38.8	5.9	7.5	5.3	
⑩自殺はその多くが防ぐことのできる社会的問題である	7.1	4.3	34.2	25.8	24.2	4.3	
⑪自殺をしようとする人の多くは、何らかのサインを発している	1.6	2.8	20.5	32.6	38.2	4.3	

### 8. ゲートキーパーの認知

「ゲートキーパー」の認知度は、「いいえ」が91.3%、「はい」が5.6%となっています。

図表 19 ゲートキーパーの認知

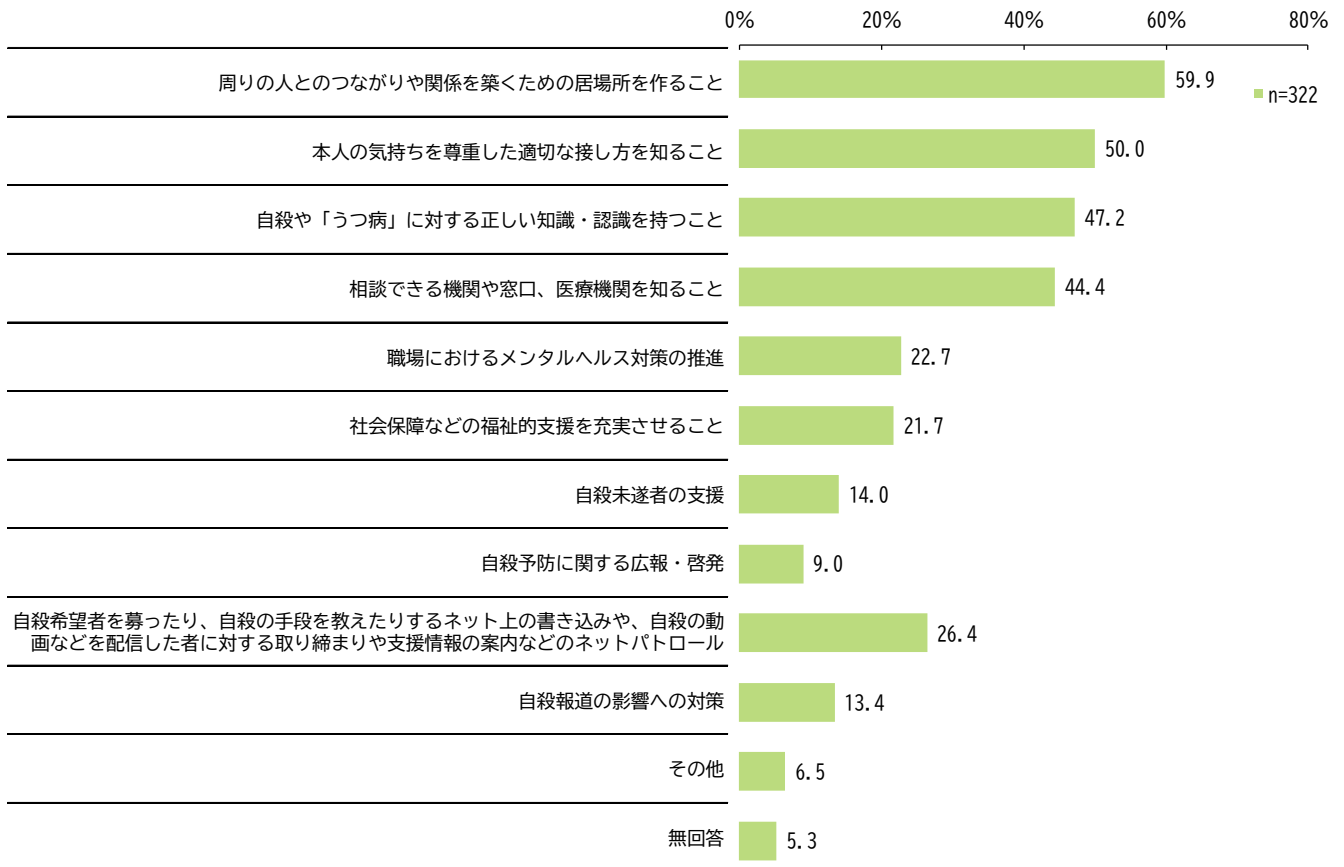


※ゲートキーパー:「命の門番」と言われ、悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聴いて、必要な支援につなげ、見守る人のこと。

## 9. 自殺を減らすために必要なこと

自殺で亡くなる方を減らすために必要なことは、「周りの人とのつながりや関係を築くための居場所を作ること」(59.9%)が最も多く、次いで「本人の気持ちを尊重した適切な接し方を知ること」(50.0%)、「自殺や「うつ病」に対する正しい知識・認識を持つこと」(47.2%)となっています。

図表 20 自殺を減らすために必要なこと

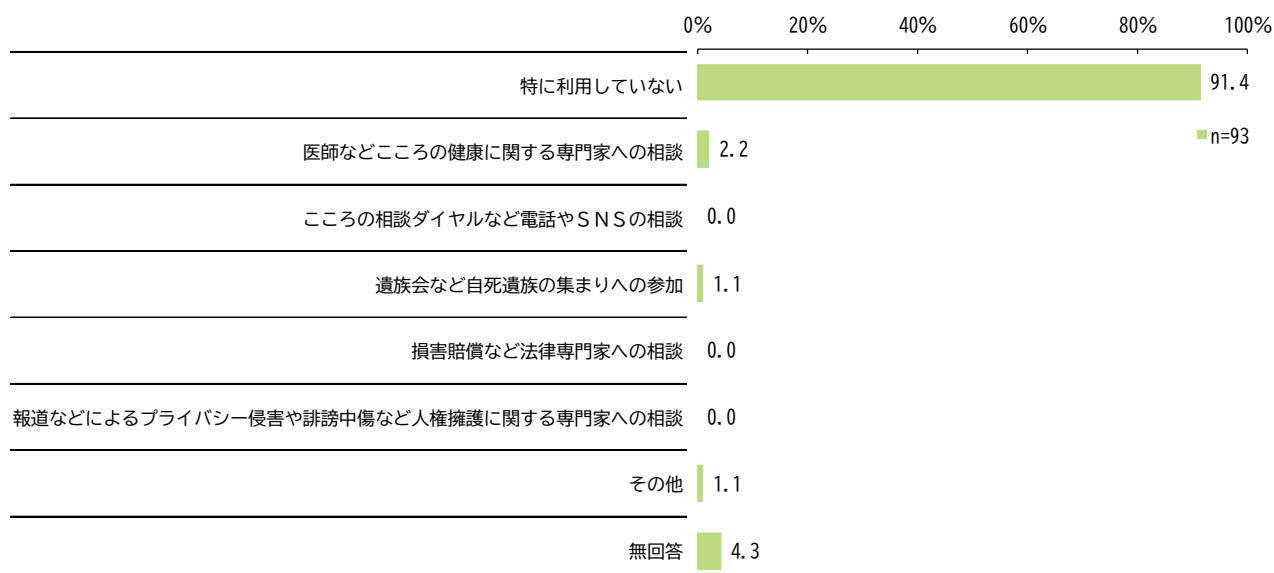




## 10. 身近な人を自殺で亡くされた時の公的機関等の支援の利用有無

「特に利用していない」が91.4%と9割以上を占めています。

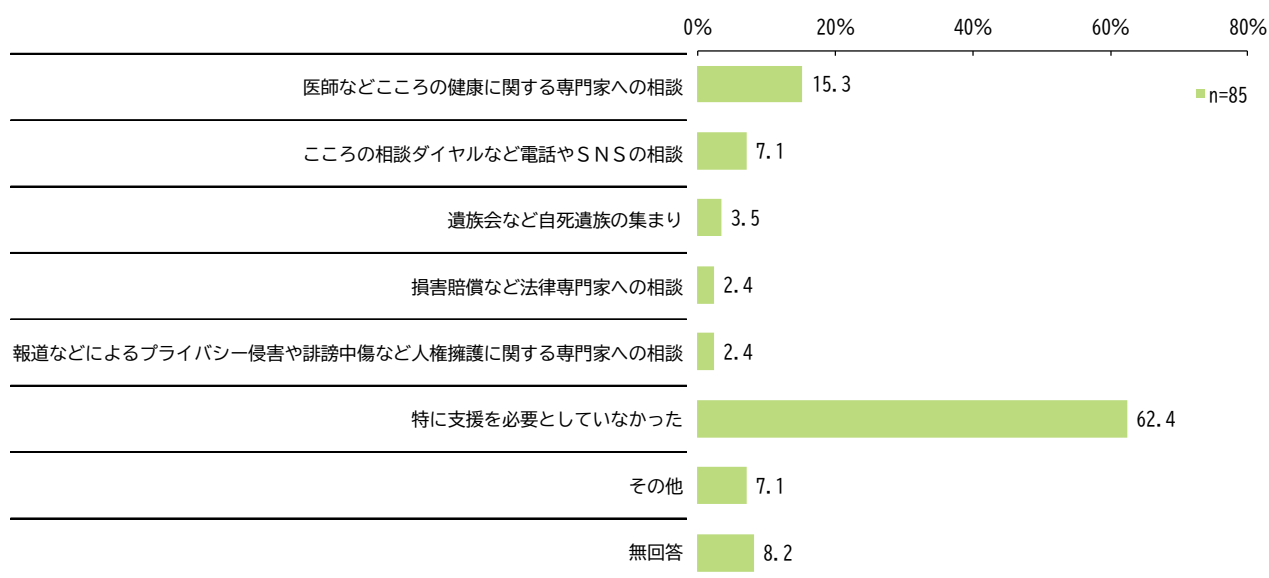
図表 21 公的機関等の支援の利用有無



## 11. 公的機関等の支援があることを認知していた場合の利用について

「特に支援を必要としていなかった」が62.4%と最も多くなっています。また、利用を考えた時については、「医師などこころの健康に関する専門家への相談」(15.3%)、「こころの相談ダイヤルなど電話やSNSの相談」(7.1%)などとなっています。

図表 22 公的機関等の支援があることを認知していた場合の利用について



## 12. 住民の皆様の声

### ～アンケート結果より抜粋～

- ・ 自殺に至るプロセスを細かく洗い出し、自殺の原因が何なのか（経済的ストレス、対人ストレスなど）を出来る限り挙げる。その各ストレスを抱える又は抱えるおそれのある対象者を出来るだけ早く発見し、改善策を講じる（金銭支援や助成金アドバイス、経営のアドバイス、職場内の配置替え、職種や業務変更、就労先のあっせん）。何よりも相談しやすい環境作りが求められる。
- ・ おせっかいパトロールなど身近な他人が出来ることも沢山あるように思います。“何かおかしい”と思ったら、遠慮なく声をかけ合える、そんな世の中になって行ったらいいなと思います。
- ・ 私は夫の看病に疲れ、担当医師と看護師に話しました。看護師は一晩中付き合ってくれて、気持ち晴れて生きようと強く思いました。一緒に泣いてくれたあの時に救われました。感謝です。
- ・ 相談機関や窓口は自殺願望者本人でなくても、それを察知した家族等身近な人でも利用できるのですか？そのあたりの周知が不足していると思います。自殺願望者の周りの人も積極的に利用するよう、周知すべきだと思います。
- ・ 私はシングルマザーです。仕事はありますが、仕事がキツ過ぎて子育てにかけられる時間が殆どありません。「シングルマザーにお金を」という制度はありますが、「シングルマザーに休みを」や、「シングルマザーに子供と関わる時間を」と言う制度が一つもありません。シングルマザーにはそんな制度の方が大事だと思います。家庭の中の平和や温かさが自殺を予防できるはずで、良い家庭の中でそんな話題は出て来ません。そういった制度を作ることが課題だと思います。
- ・ 育休中は孤独感を感じやすいので、大人と喋る機会、場所、気軽に相談できる環境があると嬉しいです。
- ・ 様々な活動をして視野を広げることが大切だと思う。学内、職場内での悩みを発散できるよう、他校や趣味の場を得られるよう、環境づくりをする。例えばアルバイトをしてみたり、自然と触れ合うことなどの広告も必要だと思う。
- ・ 自殺する人は卑怯、一番してはいけない最低な事とよく聞きます。その言葉でも自殺を考えている人は悩みます。若い方の自殺希望者は確実に何かしらのSOSを出しているのではないかと思います。大人の自殺希望者は数時間前まで笑っていても自殺する人もいます。どちらも気付くことや見つけるのは大変だと思いますが、このようなアンケート活動で一人でも救える命を救ってほしいと思います。
- ・ 今回のアンケートで、家族で自殺について話す良い機会となりました。普段考える事のない話題なので「もし自殺をしたい人が身近にあらわれたらどうすればよいか」「もし自殺したくなったらどうすればよいか」以上の2点を多くの人が知る機会（広報とか学校の授業とか）が持てたらいいなと思いました。
- ・ 精神疾患や自殺について正しく知っている人がとても少ないと感じます。知らない事で多くの偏見や差別が生まれたり、対応を誤ったりしてしまうと思うので、啓蒙が大切だと思います。また、相談窓口の担当者もその人の対応が正しくなければ救うことはできないと思います。
- ・ 独りにしない仕組みを作る。産後などは特に孤独を感じやすいので産後指導士の産後ケアを受けるのもよいと思うし、社会的にもストレスを与え過ぎない仕組みを作ってほしいです。

## 第 4 章 計画の基本的な考え方



本町では、平成 31 年 3 月に「自殺対策計画」を策定し、自殺対策に取り組んできました。

自殺死亡率は 5 か年平均で見ると低下していますが、目標値には達しておらず、コロナ禍の影響で自殺の要因となる様々な問題が悪化したこともあり、住民のこころの健康をまもるための取り組みを一層強化していくことが求められています。

これらを踏まえ、国の自殺総合対策大綱及び前計画の基本理念と同様に「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」とし、基本理念の実現に向けて自殺対策を推進していきます。

### 1. 計画の基本理念

#### 誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現

### 2. 基本方針

#### (1) 生きることの包括的な支援として推進する

個人においても地域においても、自己肯定感や信頼できる人間関係、危機回避能力などの「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」より、失業や多重債務、生活苦などの「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」が上回ったときに自殺リスクが高まります。

そのため、自殺対策は「生きることの阻害要因」を減らす取り組みに加えて、「生きることの促進要因」を増やす取り組みを行い、双方の取り組みを通じて自殺リスクを低下させる方向で推進する必要があります。

本町では、自殺防止や遺族支援などの自殺対策だけでなく、「生きる支援」に関する地域のあらゆる取り組みを総動員し、「生きることの包括的な支援」として、社会全体の自殺リスクを低下せるとともに、一人ひとりの生活を守る姿勢で推進します。

#### (2) 関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む

自殺に追い込まれようとしている人が、地域で安心した生活を送れるようにするには、精神保健的な視点だけでなく、社会・経済的な視点を含んだ様々な取り組みが重要であり、関連する他の施策、人々、組織が密接に連携させる必要があります。

また、自殺の要因となり得る孤独・孤立、生活困窮、児童虐待、性暴力被害、ひきこもり、性的マイノリティなどの分野においても関係機関がそれぞれ自殺対策の一翼を担っているという意識を共有することが重要です。

本町では、属性を問わない相談支援や地域づくりに向けた支援を一体的に行う「重層的支援体制の整備」など、地域共生社会の実現に向けた取り組み、生活困窮者自立支援制度との連携などを推進するとともに、様々な分野との連携体制のもと総合的に推進します。

### (3) 対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させる

自殺対策は、個人などに支援を行う「対人支援のレベル」、支援者や関係機関同士の連携による「地域連携のレベル」、そして支援制度の整備などの「社会制度のレベル」の3つのレベルに分けることができ、これらを有機的に連動させることで、総合的に推進することが重要です。

本町では、自殺の危険性が低い段階における啓発などの「事前対応」を推進しつつ、現に起こりつつある自殺発生の危険に介入する「危機対応」、それに自殺や自殺未遂が生じてしまった場合等における「事後対応」のそれぞれの段階について検討しながら、施策を推進します。

### (4) 実践と啓発を両輪として推進する

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」ですが、危機に陥った人の心情や背景が理解されにくい現実があり、そうした心情や背景への理解を深めることも含めて、危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適当であるとされています。

また、身近にいるかもしれない自殺を考えている人のサインに早く気づき、精神科医などの専門家につなぎ、その指導を受けながら見守っていけるよう、メンタルヘルスへの理解促進も含め、広報活動、教育活動などに取り組んでいくことも必要です。

本町では、自殺に対する偏見を無くし、正しい理解を促進する啓発活動に取り組みます。

### (5) 行政、関係団体、民間団体、企業及び住民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する

「誰も自殺に追い込まれることのない社会」を実現するためには、行政、関係団体、民間団体、企業、住民がそれぞれの役割を明確化し、共有した上で、相互の連携・協働の仕組みを構築することが重要です。

本町では、住民一人ひとりの身近な行政主体として、国や石川県と連携しつつ、地域の状況に応じた施策を検討・実施します。

### (6) 自殺者などの名誉及び生活の平穩に配慮する

自殺対策に関わる者は、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族などの名誉及び生活の平穩に十分配慮し、不当に侵害することのないよう認識して、自殺対策に取り組みます。

### 3. 計画の体系

本町で実施されている関連事業を 5 つの基本施策に分けて体系化しました。また、本町の実態や課題を踏まえた「重点施策」を推進の方向性として示しています。

基本理念 「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」

#### 【基本方針】

- (1) 生きることの包括的な支援として推進する
- (2) 関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む
- (3) 対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させる
- (4) 実践と啓発を両輪として推進する
- (5) 行政、関係団体、民間団体、企業及び住民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する
- (6) 自殺者などの名誉及び生活の平穩に配慮する

#### <生きる支援の関連施策>

#### 基本 施策

##### 1. 地域におけるネットワークの強化

##### 2. 生きる支援の担い手（ゲートキーパー）の育成

- (1) 支援者を対象とする研修会などの実施
- (2) 町職員・教職員を対象とする研修会などの実施
- (3) 住民を対象とする研修会などの実施

##### 3. 住民への啓発と周知

- (1) リーフレット・啓発ポスターなどによる啓発と周知
- (2) 健康教育・講演会・イベントなどによる啓発と周知
- (3) 住民向け講座などの開催

##### 4. 児童生徒のいのちの大切さに関する教育

##### 5. 生きることの促進要因への支援

- |                      |                         |
|----------------------|-------------------------|
| (1) こころの健康を保持するための支援 | (5) 遺された人への支援           |
| (2) 相談支援事業など         | (6) 生活を守ることにつながる支援      |
| (3) 居場所づくりの支援        | (7) 悩みや困難に気づき相談先につなげる支援 |
| (4) 自殺未遂者への支援        | (8) 生きがいづくりにつながる支援      |

重点施策

高齢者対策

勤務・経営者対策

子ども・若者対策

# 第5章 生きる支援の関連施策



国の自殺総合対策大綱に基づいて、地域で自殺対策を推進するにあたり、欠かすことのできない施策として定めています。

## 1. 基本施策

### 1 地域におけるネットワークの強化

「誰も自殺に追い込まれることのない社会」を実現するために、保健、医療、福祉、教育、労働、法律などの自殺に関連する分野で活動している機関と連携を図ってきました。今後も自殺の要因となり得る関連分野と情報や意識の共有を図りながら、顔の見えるネットワークを構築し、それぞれの強みを活かしながら地域全体の取り組みとして推進します。

#### 具体的な取り組み

##### (1) 民生委員児童委員による地域見守り・相談

担当部署	民生委員児童委員
実施時期	随時
現状・課題	様々な相談を受け、各種関係機関への橋渡しなどの必要な支援を実施。 子育て世代の保護者の情報が把握できていないため、関係機関との情報共有が必要。
前回評価	当初計画どおりに進展
今後の 取り組み内容	地域に住んでいる方々の福祉に関する問題や要望を受け止める相談活動から始まり、生活に困った人や高齢者・障がい者・子育て世代の保護者などの相談を受け、各種関係機関と情報共有しながら必要な支援を行っていきます。

##### (2) 訪問等支援

担当部署	福祉課、保健センター、社会福祉協議会 など
実施時期	随時
現状・課題	住民や関係機関からの連絡により自宅訪問などを実施。関係者による検討会を行いながら役割分担して支援できた。
前回評価	おおむね順調に進展
今後の 取り組み内容	社会福祉協議会や町職員による自宅訪問や電話支援等を行い、状況などの確認をするとともに、関係者による検討会を行い、適切な対応ができる体制を推進し、相談窓口に確実につながるよう支援していきます。

<b>(3) 内灘町自立支援協議会の開催</b>	
担当部署	福祉課
実施時期	年2回以上
現状・課題	顔の見えるネットワークを構築。誰もが安心して自分らしく暮らすことができるように地域を包括的に支援できるシステムづくりが必要。
前回評価	当初計画どおりに進展
今後の取り組み内容	全ての住民が、住みなれた地域で自立した生活が送れるよう、自立支援協議会にて多種多様な機関とのネットワークを構築していきます。また、地域を包括的に支援できるシステムづくりを推進する。

<b>(4) 生活困窮者に対する連絡会議の開催</b>	
担当部署	福祉課、住民課、社会福祉協議会、石川県
実施時期	2ヶ月に1回
現状・課題	連絡会議を行い、情報共有を実施。
前回評価	当初計画どおりに進展
今後の取り組み内容	定期的に情報共有の場である連絡会議を行い、生活保護受給者や生活困窮に関する相談のあった方などに関する情報の収集と共有を図るとともに、関係機関と連携できる体制を図ります。

<b>(5) 地域住民主体の取り組みの推進</b>	
担当部署	町会区長会、社会福祉協議会、民生委員児童委員、福祉課 など
実施時期	通年
現状・課題	福祉委員会や要支援者に対する体制づくりを活用し、地域住民がお互いに話し合い、交流をもつまちづくりに取り組んだ。体制の変更の確認などは随時必要。
前回評価	おおむね順調に進展
今後の取り組み内容	「地域福祉計画・地域福祉活動計画」に掲げられている町会・区などによる福祉委員会や「避難行動要支援者避難支援計画」に基づく要支援者に対する体制づくりを活用し、地域住民がお互いに話し合い、交流をもつまちづくりを目指し、互助・共助の体制を住民自身が主体的に構築できるように推進します。

## 2 生きる支援の担い手（ゲートキーパー）の育成

悩みや生活上の困難を抱える人に対しての早期の「気づき」が重要であり、そのための人材育成の取り組みを充実させる必要があります。このため、ゲートキーパーの養成を拡大・拡充させていくとともに、地域全体で自殺対策の担い手の資質や能力の向上を図ります。

### 具体的な取り組み

#### （１）各種研修・連絡会議などへの出席

担当部署	福祉課
実施時期	年3回以上
現状・課題	ゲートキーパー指導者研修会などの各種研修会や自殺対策に関わる連絡会議へ出席した。
前回評価	当初計画どおりに進展
今後の取り組み内容	各種研修会や連絡会議へ出席し、知識や情報を得ることでの確な対応ができるよう、職員の資質向上に努めます。

#### （２）ゲートキーパーの養成

担当部署	福祉課、石川県
実施時期	年1回以上
現状・課題	令和3年度に民生委員児童委員を対象に実施し、46名が参加。今後も継続的に開催し、ゲートキーパーの養成が必要。
前回評価	おおむね順調に進展
今後の取り組み内容	日常の付き合いや会話の中で、周囲の方の様子に「気づける」方を増やすため、幅広い年代を対象にゲートキーパー養成講座を開催し、「生きる支援の担い手の育成」を促進します。



<b>(3) 認知症サポーターの養成</b>	
担当部署	地域包括支援センター
実施時期	年1回以上(9月)
現状・課題	令和4年度末時点での累計サポーター数は3,751名で、毎年約300名を養成。令和4年度からは小学校での講座も開催しており、今後も幅広い年代への普及が必要。
前回評価	おおむね順調に進展
今後の取り組み内容	世界アルツハイマーデー(9月)などに学校や生活関連企業に向けての認知症サポーター養成講座など、高齢者と接する幅広い年代に向けて認知症サポーターの養成を行い、認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族へのサポートを行うことができる人材の育成を行います。

<b>(4) 町職員の研修事業</b>	
担当部署	福祉課、石川県、総務課
実施時期	年1回以上
現状・課題	—
前回評価	—
今後の取り組み内容	職員研修(新任研修やメンタルヘルス研修)の1コマとして、自殺対策に関する講義を実施することで全庁的に自殺対策を推進します。

### 3 住民への啓発と周知

自殺の危機に陥る前に誰かに相談し、助けを求めることが大切だということが社会全体の共通認識となるよう、普及啓発を行う必要があります。様々な媒体を活用して相談窓口や「こころの健康づくり」に関する情報などを発信するとともに、メンタルヘルスに関する講座などを開催し、周知啓発活動に取り組みます。

#### 具体的な取り組み

##### (1) こころの健康に関する出前講座の実施

担当部署	福祉課、石川県
実施時期	随時
現状・課題	－
前回評価	－
今後の取り組み内容	メンタルヘルスに関することや自殺問題などについての出前講座を実施することで、当該問題に関する住民の理解促進を図ります。

##### (2) 自殺予防普及啓発リーフレットなどの設置・掲示

担当部署	福祉課、公民館 など
実施時期	通年（9月から設置・掲示）
現状・課題	町内公民館17ヶ所、文化会館、庁舎内に自殺予防に関する情報や相談窓口を掲載したポスターやリーフレットなどを設置・掲示することで周知啓発を図った。
前回評価	おおむね順調に進展
今後の取り組み内容	毎年、自殺予防週間（9月）から命の大切さや相談窓口などを掲載したリーフレットやポスターを役場窓口や公民館などに設置・掲示し、住民の自殺への理解を深め、偏見や無関心をなくしていきます。

<b>(3) 自殺予防に関する啓発</b>	
担当部署	福祉課
実施時期	毎年9月、3月
現状・課題	自殺予防週間や自殺対策強化月間に相談窓口やこころの健康に関する記事を広報に掲載し、相談先などを周知。また、中学校1年生と「二十歳のつどい」への出席者に対して、自殺予防に関する普及啓発リーフレットなどを配布し、周知・啓発を図った。
前回評価	当初計画どおりに進展
今後の取り組み内容	自殺予防週間（9月10日～16日）や自殺対策強化月間（3月）に相談窓口やこころの健康に関する記事を広報に掲載し、相談先などを住民へ周知するとともに、若年層を中心に自殺予防普及啓発リーフレットなどを配布することで自殺への理解を深め、偏見や無関心をなくしていきます。

<b>(4) 学校評価の指標の1つとして「いじめ対策」を導入</b>	
担当部署	学校教育課（小学校・中学校）
実施時期	年2回（前期・後期）
現状・課題	学校評価の指標の1つとして「いじめ対策」を保護者に提示し、結果を学校だよりやホームページに公表することで、保護者のいじめに対する関心を高めることができた。
前回評価	当初計画どおりに進展
今後の取り組み内容	保護者に対して「いじめ対策」についての評価項目を提示し、保護者のいじめに対する関心を啓発します。評価結果は、学校ごとにホームページなどにて公表し、保護者の意見を取り入れ、改善に努めます。

<b>(5) 町情報誌の配布</b>	
担当部署	総務課（暮らしの便利帳） 子育て支援センター（子育て便利ブック）
実施時期	随時（暮らしの便利帳：転入時、子育て便利ブック：出生届出時）
現状・課題	「暮らしの便利帳」や「子育て便利ブック」を配布し、行政サービスや手続きなどに関する情報や各種相談窓口などの周知を図った。
前回評価	当初計画どおりに進展
今後の取り組み内容	内灘町への転入者に対して、住民課にて「暮らしの便利帳」を配布し、行政サービスや手続き等に関する情報、各種相談窓口や相談先の周知を行います。また、出生届出の際には子育て関係のサービスを記載した「子育て便利ブック」を配布し、施設や各種制度などの周知並びに理解促進を図り、子育てに対する不安や負担の軽減につながるよう支援します。

## 4 児童生徒のいのちの大切さに関する教育

児童生徒に向けた将来への生き方などの講演のほか、いのちの大切さについて学ぶ機会を提供します。また、危機に陥った・陥っていそうな児童生徒が、先生や保護者だけでなく、それ以外の大人にも相談ができるよう、居場所や相談相手づくりを推進するとともに、困難やストレスへの対処方法などを身につけるための教育（SOSの出し方に関する教育）に取り組めます。

### 具体的な取り組み

#### (1) 子どもの悩みに関するアンケートの実施

担当部署	学校教育課（小学校・中学校）
実施時期	毎月1日
現状・課題	「友だちアンケート」を実施し、アンケート結果を教育委員会に報告することで、いじめや悩みの早期発見や実態把握ができています。
前回評価	おおむね順調に進展
今後の取り組み内容	小学校では毎月、校内にていじめの実態把握のためにアンケートを実施しています。中学校では他者の目が気にならないように、自宅で記載し、学校へ提出しています。いじめや悩みの早期発見につなげるため、いじめ対策及びSOSを発信するツールの一つとして活用します。

#### (2) いじめに対応する教職員の養成及び体制整備

担当部署	学校教育課（小学校・中学校）
実施時期	年2回以上
現状・課題	「いじめ防止基本方針」を校内外に周知し、いじめを見逃さない学校づくりを実施。
前回評価	おおむね順調に進展
今後の取り組み内容	教職員が児童や生徒からのサインにいち早く気付き、見逃すことがないように、教職員の研修に努めるとともに、「いじめ防止基本方針」を校内外に周知し、教育委員会や関係機関と連携を図りながら対応していきます。

#### (3) いじめ撲滅に向けた全校集会の実施

担当部署	学校教育課（中学校）
実施時期	年1回以上
現状・課題	いじめ撲滅に向けた全校集会を毎年行うことで、いのちの大切さについて学ぶ機会を提供し、いじめを許さない学校づくりを進めた。
前回評価	当初計画どおりに進展
今後の取り組み内容	引き続き、いじめ撲滅に向けた全校集会を行い、いのちの大切さについて学ぶ機会を提供するとともに、いじめを許さない学校づくりに取り組めます。

(4) 子ども達に対する相談先の周知啓発	
担当部署	学校教育課（小学校・中学校）
実施時期	毎月（夏休み期間を除く）
現状・課題	学校だよりに教育相談などの実施日時を記載することで、相談先の周知啓発を図った。
前回評価	おおむね順調に進展
今後の取り組み内容	学校だよりに教育相談などの実施日時を記載し、相談先の周知啓発を図ります。また、石川県が発行しているいじめ防止に関する啓発パンフレットを定期的に配布し、様々な相談先などの周知啓発を行います。

(5) 子どもの虐待に関する周知啓発	
担当部署	文化スポーツ課、子育て支援センター
実施時期	年1回以上
現状・課題	子どもの権利条例のパンフレットを作成・配布することで周知・啓発を図った。また、11月の児童虐待防止月間に合わせて啓発グッズの配布や相談窓口の周知を図った。
前回評価	おおむね順調に進展
今後の取り組み内容	子どもの権利条例のパンフレットを作成し、小学校などへ配布することで自身の権利などについて学ぶ機会を提供します。また、11月の児童虐待防止月間に合わせて、啓発グッズの配布や相談窓口の周知を行うことで、自身の権利を訴えることができるよう支援していきます。

(6) 命の大切さや「生きる力」を学ぶ教育の実施	
担当部署	学校教育課（小学校・中学校）
実施時期	通年
現状・課題	授業だけでなく講演を実施することで、子どもたちの「生きる力」の育成に努めた。
前回評価	おおむね順調に進展
今後の取り組み内容	小学校1年生から中学3年生までを通して道徳・人権教育を行い、生命の大切さや尊厳を指導するとともに、生きる力を育むための教育を実施します。また、町内出身著名人や保護者などによる将来の生き方などの講演を通して、子どもたちの「生きる力」の育成に努めます。

## 5 生きることの促進要因への支援

自殺を防ぐためには、「生きることの阻害要因」を減らすための取り組みだけではなく、「生きることの促進要因」を増やすための取り組みを合わせて行うことによって、自殺リスクを低減させる必要があります。そのため、様々な取り組みを必要に応じて連携させ、「生きることの促進要因」の強化につながる支援を推進します。

### 具体的な取り組み

(1) 生活相談や就業・就職などの相談の実施	
担当部署	住民課、福祉課、社会福祉協議会 など
実施時期	随時
現状・課題	ひきこもりや生活困窮者など様々な相談から、必要な行政サービスの提供や社会参画を促すなど、解決・自立に向けた支援を実施。
前回評価	当初計画どおりに進展
今後の取り組み内容	生活全般の悩みに関することから、ひきこもりや生活困窮者などへの相談まで様々な支援活動を行い、それぞれの希望に合った行政サービスや社会参画を促すなど、解決・自立に向けた支援などを行います。

(2) 教育相談（スクールカウンセラー）の実施	
担当部署	学校教育課（小学校・中学校）
実施時期	週1回程度
現状・課題	県が任命したスクールカウンセラーを各学校に割り振って配置し、教育相談や教職員、保護者への指導・助言などを実施。
前回評価	おおむね順調に進展
今後の取り組み内容	県が任命したスクールカウンセラーを各学校に割り振って配置し、週に1回程度相談を行います。子ども達の生活上の問題や悩みの相談に応じるとともに、教職員や保護者に指導・助言を行うなど、相談ができる環境を提供します。また、スクールカウンセラーが全校集会などでストレスへの向き合い方などの講演を行い、「生きることの阻害要因」を減らすための取り組みを行います。

(3) 教育相談（教育センター）の実施	
担当部署	学校教育課（教育センター）
実施時期	週1回
現状・課題	スクールカウンセラーを配置し、教育相談を実施することで、児童や生徒が安心して学校生活を送れるよう支援できた。
前回評価	おおむね順調に進展
今後の取り組み内容	教育センターにて週1回スクールカウンセラーを配置し、児童や生徒から教師、保護者まで幅広く相談に応じます。また、「こども教育相談電話」を実施し、月曜日から金曜日までの午後に相談の機会を設けて応じます。

(4) 学生ボランティアによるイベント開催・運営に対する協力支援	
担当部署	福祉課、社会福祉協議会
実施時期	随時
現状・課題	－
前回評価	－
今後の取り組み内容	大学生などの学生ボランティアに地域のイベントや活動の開催・運営に協力してもらうことで、より多くの参加者を集めたり、より頻回に開催できるよう協力を求めます。住民等の楽しみや生きがいも1つでも多くできることを目的として、生きることの促進要因への支援とします。また、学生ボランティアにゲートキーパー研修を受講してもらうことで、気づき役やつなぎ役としての役割を担ってもらうよう教育機関との連携について検討・調整を行います。

(5) 自殺未遂者や遺された家族などへのケア	
担当部署	福祉課
実施時期	随時
現状・課題	遺された家族からの相談に応じたり、自死遺族交流会や相談機関を紹介するなどして支援している。
前回評価	おおむね順調に進展
今後の取り組み内容	遺された家族などに対して、相談に応じるなどの支援に取り組みます。また、自死遺族交流会などのチラシを窓口に設置し、残された家族などから希望があれば案内するよう努めます。

## (6) 子育て関係機関による情報共有や連携の強化

担当部署	保健センター、子育て支援センター、保育園、幼稚園 など
実施時期	通年
現状・課題	妊娠期から子育て期まで幅広く情報共有することで、必要なサービスの提供や切れ目のない支援ができた。
前回評価	当初計画どおりに進展
今後の取り組み内容	保健師や子育て支援センター職員、保育園・幼稚園の担当職員、保護者などで必要な支援や相談内容、利用したいサービス内容など情報の提供や共有、連携を密にして、切れ目のない支援ができるようサポート体制を強化していきます。

## (7) 子育て支援センターの運営

担当部署	子育て支援センター
実施時期	通年
現状・課題	妊婦交流会や育児講座、ママのリラクゼーション事業を開催し、相談や交流の機会を提供した。また、一時保育を実施することで育児負担の軽減やリフレッシュを促した。
前回評価	当初計画どおりに進展
今後の取り組み内容	子育て中の保護者に対して、精神的・肉体的な育児負担の軽減となるよう、育児サービスの周知や利用を促進していきます。

## (8) 母子保健事業の実施（保健センターの運営）

担当部署	保健センター
実施時期	通年
現状・課題	母子手帳交付時にハイリスク妊婦を把握し、相談対応できるよう支援しているが、妊婦・母子を取り巻く状況が複雑化していることなどから関係機関との連携や情報共有が必要。
前回評価	おおむね順調に進展
今後の取り組み内容	母子手帳交付時や妊娠6か月時などに面談や訪問を行うなど、早期の状況把握に努めるとともに、個別支援や情報共有について関係機関と連携します。母子のストレスが解消されることで、母子ともに健やかに子育てできるよう支援します。



## 2. 重点施策

一般社団法人いのち支える自殺対策推進センターの地域自殺実態プロフィールでは、本町における自殺のハイリスク群として「高齢者」、「勤務・経営者」、「子ども・若者」の3つがあげられており、これらのハイリスク群に対する取り組みを重点施策としました。

### 1. 高齢者対策

本町における性・年代別の自殺者数の割合では、男性の60歳代と70歳代は全国と比べて高い状況にあります。

高齢者は、配偶者や家族との死別や離別、身体疾患などをきっかけに、孤立や介護、生活困窮などの複数の問題を抱える可能性があります。また、地域とのつながりが希薄になると問題の把握が遅れ、自殺のリスクが高まる恐れがあることから、悩みや不安を抱えた人を早期発見し、寄り添った支援に取り組みます。

### 2. 勤務・経営者対策

本町における自殺者は男性の66.7%が有職者、女性の50.0%が有職者となっています。また、30歳代から50歳代の働き盛りの世代の自殺者数の割合も全国と比べて高い状況にあります。

職場の仕事のストレスや人間関係など職場環境においても、自殺のリスクが高まる恐れがあることから、勤務者・経営者のメンタルヘルスケアをはじめとした自殺対策を行っていくことが必要です。また、町内のほとんどの事業所が労働者数50人未満のため、小規模事業所ではメンタルヘルス対策が遅れがあることが指摘されており、地域産業保健センターなどによる支援が行われています。自殺対策の推進の上でも地域の関係機関との連携による小規模事業所への働きかけに取り組みます。

### 3. 子ども・若者対策

本町におけるアンケート結果では、これまでに自殺したいと考えたことがあると回答した人が20歳代で約2割、30歳代と40歳代ではともに約5割となっています。

若年層は成人と比べ、ライフスタイルや生活の場、人間関係などが大きく変化する時期です。抱える悩みは多様であることから、就学期の子どもやその親、40歳未満の若年層に対し、それぞれのライフステージや状況などに応じて、いのちの教育やSOSの出し方に関する教育が必要です。また、自殺リスクの早期発見と包括的な支援を推進するとともに、精神的な苦痛を和らげる支援や生きがい・居場所づくりに取り組みます。

## 第6章 目標指標



自殺対策基本法で示されているように、本町における自殺対策が最終的に目指すものは、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現であり、その目標を実現するためには、自殺対策を通じて具体的な数値目標を定める必要があります。

国は、自殺総合対策大綱において、2026年までに自殺死亡率（2015年比）を30%以上減少させ、13.0以下とすることを目標としています。また、石川県においては2026年までに自殺死亡率（2015年比）を30%以上減少させ、12.8以下とすることを目標としています。

本町の人口規模では、単年における自殺者の増減によって、自殺死亡率が大きく変動します。

本町の2018年～2022年の平均自殺死亡率17.4は、前計画の目標値である「12.7以下」を達成できていないことから、引き続き継続して「12.7以下」を目標とします。

区分	現状値		目標値
	2013年～2017年	2018年～2022年	2024年～2028年
平均自殺死亡率 (5か年平均)	19.2	17.4	12.7以下
自殺者数	26人(5か年総数) (5.2人/年)	23人(5か年総数) (4.6人/年)	17人以下(5か年総数) (3.4人/年)

厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

2024年以降の人口は国立社会保障・人口問題研究所の推計値を使用して算出

### 直近5か年における内灘町の自殺死亡率の推移

2018年 (平成30年)	2019年 (令和元年)	2020年 (令和2年)	2021年 (令和3年)	2022年 (令和4年)	平均
11.2	3.7	11.3	34.0	26.6	17.4

厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

### 【参考】石川県の数値目標

区分	現状値	目標値
	2016年	2026年
自殺死亡率	15.5	12.8以下
自殺者数	177人	140人以下

石川県「石川県自殺対策計画」

$$\text{※自殺死亡率：人口10万人当たりの自殺者数} \quad \text{自殺死亡率} = \frac{\text{年間の自殺死亡数}}{\text{10月1日の人口}} \times 100,000$$



## 第 7 章 計画の推進体制

### 1. 計画の推進体制

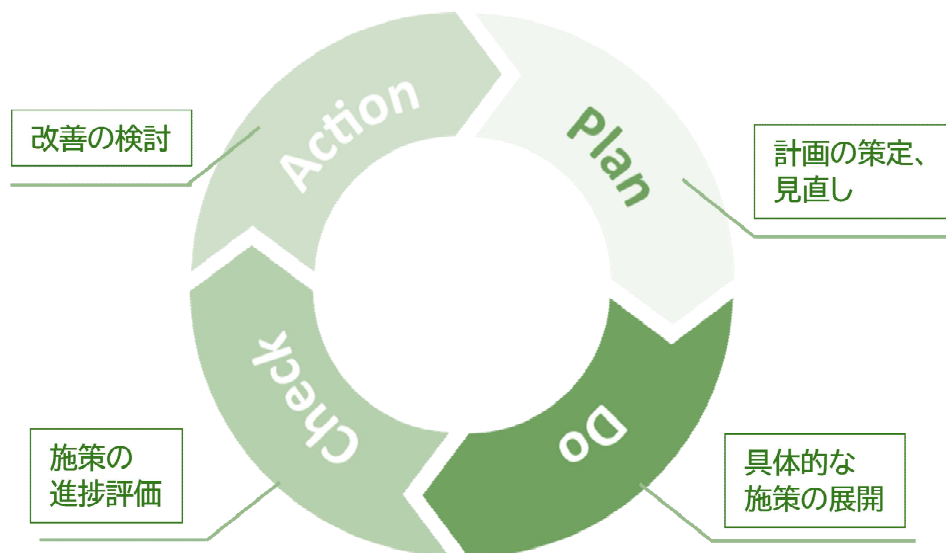
自殺対策を横断的に推進することができるよう、関係部局が幅広く連携し、計画を推進します。

### 2. 計画の進捗管理・評価

各事業の進捗状況の管理については、毎年度「生きる支援の関連施策」の実施状況等を把握し、それに基づく数値目標および進捗状況などをホームページ等で公表します。

計画の最終年度である 2028 年度には、次期自殺対策計画に係る委員会を設置し、本計画の設定した数値目標及び指標の達成状況等により評価を行い、次に目指すべき方向性を見出します。

#### PDCA サイクル





## 1. 相談窓口一覧

【こころの健康や、こころの悩みに関する相談】

相談窓口		電話番号	受付時間
石川県こころの健康センター		076-238-5750	月～金 8：30～17：15（祝日等を除く）
（こころの相談ダイヤル）		076-237-2700	24時間365日
		0570-783-780	平日夜間 17時～翌日9時 土日・祝日 0時～24時
石川県石川中央保健福祉センター 健康推進課		076-275-2250	月～金 8：30～17：45（祝日等を除く）
メンタルヘルス対策支援センター （石川産業保健推進センター内）		076-265-3386	月～金 13：30～16：30（祝日等を除く）
内灘町 福祉課		076-286-6703	月～金 8：30～17：15（祝日等を除く）
金沢こころの電話	（一般）	076-222-7556	月～金 18：00～23：00 土 15：00～23：00
	（高齢者）	076-260-7272	日祝休日 9：00～23：00
よりそいホットライン ※（一社）社会的包摂サポートセンター		0120-279-338	24時間
いのちの電話 ※（一社）日本いのちの電話連盟		0120-783-556	毎日 16：00～21：00 毎月10日 8：00～翌8：00

※内灘町の相談の機会について

相談会名	問い合わせ先	電話番号
こころの健康・ひきこもり相談会 【完全予約制】 （原則毎月第2金曜日）	内灘町 福祉課	076-286-6703
行政書士無料相談【完全予約制】 （原則毎月第3火曜日）	内灘町 住民課	076-286-6701
人権・行政・消費生活相談【申込不要】 （原則毎月第3金曜日）	内灘町 住民課	076-286-6701
無料法律相談【完全予約制】 （原則毎月第4木曜日）	内灘町社会福祉協議会	076-286-6953

## 【いじめ、学校生活、育児等に関する相談】

相談窓口	電話番号	受付時間
家庭教育電話相談	076-263-1188	月～土 9:00～13:00 (祝日等を除く)
24時間子供SOS相談テレホン	076-298-1699	24時間
	0120-0-78310 (フリーダイヤル)	
石川県中央児童相談所	076-223-9553	月～金 8:30～17:45 (祝日等を除く)
いじめ110番	0120-617-867	24時間
チャイルドライン・いしかわ	0120-99-7777	月～日 16:00～21:00
内灘町 教育センター (こども教育相談電話)	076-286-5481	月～金 13:00～16:00 (祝日等を除く)
内灘町 子育て支援課	076-286-6726	月～金 8:30～17:15 (祝日等を除く)
子育て支援センター	076-238-3233	月～土、第1・3日曜日 9:00～17:00
保健センター	076-286-6101	月～金 8:30～17:15 (祝日等を除く)

## 【多重債務・消費生活等に関する相談】

相談窓口	電話番号	受付時間
石川県消費生活支援センター	076-255-2120	月～金 9:00～17:00 土 9:00～12:30 (祝日等を除く)
内灘町 住民課 (消費生活・生活保護)	076-286-6701	月～金 8:30～17:15 (祝日等を除く)
内灘町社会福祉協議会	076-286-6953	月～金 9:00～17:00 (祝日等を除く)
金沢弁護士会	076-221-0242	月～金 13:00～15:30 (祝日等を除く)
石川県司法書士会	(電話相談) 076-292-8133	月～金 10:00～16:00 (祝日等を除く)
	(面接相談) 076-291-7070	水曜日 18:00～20:00 (祝日等を除く)
法テラス石川	050-3383-5477	月～金 8:30～17:00 (祝日等を除く)
北陸財務局 多重債務相談	076-292-7951	月～金 9:00～12:00 13:00～17:00 (祝日等を除く)
NPO法人 金沢あすなろ会	(電話相談)	いつでも
	(面接相談)	日時は電話にて要相談

## 2. 自殺対策計画策定委員会設置要綱

(設置)

第一条 自殺対策基本法（平成十八年法律第八十五号）第十三条第二項の規定に基づき、内灘町自殺対策計画を策定するため、内灘町自殺対策計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第二条 委員会は、次に掲げる事項について検討し、その結果を町長に報告する。

- 一 事業計画の策定に関すること。
- 二 その他事業計画の策定に関し必要な事項に関すること。

(組織)

第三条 委員会は、委員七人以内をもって組織し、委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱又は任命する。

- 一 学識経験者
- 二 保健医療関係者
- 三 福祉関係者
- 四 教育関係者
- 五 行政関係者
- 六 その他町長が適当と認める者

(任期)

第四条 委員の任期は、委嘱又は任命した日から第二条の規定による報告が終了した日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第五条 委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを選出する。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第六条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第七条 委員会の庶務は、町民福祉部福祉課において処理する。

(委任)

第八条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和五年六月一日から施行する。

(招集の特例)

- 2 最初に招集される委員会は、第六条第一項の規定にかかわらず、町長が招集する。

(失効)

- 3 この告示は、第二条の報告を行った日にその効力を失う。

## 3. 自殺対策策定委員会組織

委員区分	所属等	役職	氏名	備考
学識経験者	金沢医科大学 精神神経科学	助教	橋本 玲子	公認心理士
保健医療関係者	石川中央保健福祉センター 健康推進課	健康推進専門員	竹本 玲湖	保健師
福祉関係者	内灘町社会福祉協議会	事務局長	東 康弘	
	内灘町民生委員児童委員協議会	監事	千鳥 和彦	
教育関係者	内灘町教育部学校教育課	指導管理担当課長	関谷 登最宏	
行政関係者	内灘町町民福祉部	町民福祉部長 兼保険年金課長	助田 有二	
その他町長が 適当と認める者	内灘町町会区長会	会長	岡部 幾雄	

#### 4. 自殺対策計画策定経過

年 月 日	実 施 内 容
令和5年7月5日～21日	住民への意識調査（アンケート）の実施
令和5年9月27日	第1回 内灘町自殺対策計画策定委員会 ・ 策定のスケジュールについて ・ 内灘町自殺対策計画について ・ 新たな自殺総合対策大綱について ・ 計画の体系（案）について ・ アンケート調査の結果について
令和5年11月22日	第2回 内灘町自殺対策計画策定委員会 ・ 第2期内灘町自殺対策計画（素案）について
令和5年12月18日 ～令和6年1月9日	パブリックコメント
令和6年2月（予定）	第3回 内灘町自殺対策計画策定委員会



## 第2期内灘町自殺対策計画

～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して～

編集・発行 内灘町 町民福祉部 福祉課

〒920-0292 石川県河北郡内灘町字大学1丁目2番地1

電話番号 076-286-6703

FAX 番号 076-286-6704

メールアドレス [fukushi@town.uchinada.lg.jp](mailto:fukushi@town.uchinada.lg.jp)